



臼杵市業務委託契約約款（一般役務）

（仕様書の遵守）

- 第1条 受注者は、本委託契約に明記されていると否とを問わず、民法、労働基準法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）のほか関係法令諸規則（要綱等を含む。）を遵守し、契約の目的を達するために仕様書等（別冊の図面や業務概要仕様書、これらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従って委託業務を実施しなければならない。
- 2 受注者は、自らの責任において委託業務を遂行するものとし、第三者の権利処理（第三者が所有し、又は管理する知的財産権の実施許諾や動産・不動産の使用許可の取得等を含む。）が必要な場合には受注者の費用及び責任で行うものとする。発注者の指示により、発注者名を明示して業務を行う場合も同様とする。
- 3 発注者は、委託業務及び納入物に関して、約定の委託金額（単価契約にあつては、単価に履行数量を乗じた額。以下同じ。）以外の支払義務を負わない。本委託契約終了後の納入物の利用についても同様とする。委託金額には委託業務の遂行に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税を含む。

（人権の尊重）

- 第1条の2 受注者は、本委託契約の履行にあたり、国際的に承認された人権規範を尊重し、いかなる形態の強制労働、児童労働、不当な差別及びハラスメント等を行ってはならない。また、再委託先等（サプライチェーンを含む。）においても同様の取組が行われるよう配慮しなければならない。
- 2 受注者は、発注者から書面による是正勧告（以下「是正勧告」という。）があったときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を報告しなければならない。

（用語）

- 第1条の3 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 機密情報 相手方が秘密である旨を明示して開示した情報、又は明示がない場合であっても、その性質、開示の態様、取扱い状況等に照らし秘密として取り扱うことが合理的に求められる情報をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- ア 開示の時点で既に公知の情報又は開示後に受領当事者の責めによらず公知となった情報
 - イ 開示の時点で受領当事者が適法に保有していたことを証明できる情報
 - ウ 受領当事者が正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - エ 受領当事者が機密情報によらず独自に開発したことを証明できる情報
 - オ 法令、裁判所、監督官庁その他権限ある機関の命令等により開示を求められた情報（ただし、受領当事者は、可能な範囲で事前に相手方へ通知し、相手方と協議の上、開示範囲の限定等の措置を講じるよう努めるものとする。）
- (2) 生成AI 入力（指示、データその他一切の情報を含む。）に基づき、文章、画像、音声、プログラムその他のコンテンツを自動生成する機能を有するソフトウェア、サービス又はシステムをいう。
- (3) 履行場所等 本委託業務の履行場所、納入物の納入場所、電磁的記録による提出先その他発注者が本委託業務の履行又は納入物の提出のために指定する場所又は方法をいう。
- (4) 書面 紙又は電磁的記録による文書（電子メール等を含む。）をいう。
- (5) 成果物 納入物その他委託業務の成果をいう。

（手続の簡素化の包括規定）

- 第1条の4 受注者は、本約款により書面の提出、届出、通知、承認申請又は報告を要するとされている事項のうち、次の各号に掲げる手続（以下「簡素化対象手続」という。）については、発注者が求めない限り、これを省略し、又は電子メール等の電磁的方法による連絡をもって代えることができる。ただし、第2号および第3号に該当する事項については省略することができない。この場合において、承認を得ることを要する第2号の承認の申請及び承認並びに第3号の通知については、電子メール等の電磁的方法による連絡をもって行うことができる。
- (1) 第8条第2項の履行体制図等の提出
- (2) 第5条第1項の実施計画の変更に係る承認申請の提出（軽微な変更該当するか否かの照会を含む。）
- (3) 第12条第1項の完了通知
- (4) 前各号に準じる手続であつて、発注者が履行管理上支障がないと認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、簡素化対象手続は省略することができない。
- (1) 受注者が本委託業務において個人情報等を取り扱う場合
 - (2) 受注者が本委託業務において機密情報を取り扱う場合
 - (3) 受注者が本委託業務において生成AIを利用する場合
 - (4) 受注者が本委託業務において情報システム又はクラウドサービスの調達若しくは利用を含む場合
 - (5) 受注者が本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合
 - (6) 発注者が書面その他の方法で、簡素化対象手続の履行を求めた場合
- 3 発注者は、本委託業務の内容、期間、履行状況その他の事情に照らし必要があると認めるときは、受注者に対し、簡素化対象手続を含む必要な手続の履行、資料の提出又は報告を求めることができる。
- 4 本条による手続の簡素化は、本約款に定める実体的義務（情報セキュリティ確保、個人情報等の安全管理、機密保持、第三者権利侵害の回避その他）を免除するものではない。

（前提条件の変動時の申出）

- 第1条の5 受注者は、契約締結後に、本委託業務の遂行上、前条第2項各号に該当する事情が生じ、又は生じるおそれがあることを認識したときは、速やかに発注者に申し出て協議しなければならない。
- 2 前項の協議により必要があると認められる場合、受注者は、発注者の求めに応じ、履行体制、情報の取扱い方法、再委託の有無その他必要事項を説明し、又は資料を提出しなければならない。

（納入物の提出）

- 第2条 受注者は、委託業務についての納入物（以下単に「納入物」という。）を完了期限までに発注者に提出しなければならない。ただし、仕様書等において納入物の提出を要しない旨の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 納入物の引渡しは、次の各号に定めるところによる。
- (1) 納入物が記録媒体その他の有体物である場合 納入物の所有権は、第13条の検査後、当該納入物が発

注者に引き渡されたときに、受注者から発注者に移転する。

- (2) 納入物が電磁的記録である場合 第13条の検査後、発注者が指定する方法により当該電磁的記録が提供され、発注者が受領可能となった時点をもって、納入物の引渡しがあったものとみなす。
- 3 納入物に係る知的財産権及び著作権等の帰属並びに利用条件は、第4条及び第27条の定めによる。
- 4 受注者は、納入物の作成について、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の規定及び趣旨に基づき、発注者からの指示等がある場合は、その環境配慮等に関する要求水準を満たすよう努めなければならない。

（契約保証金）

第3条 契約保証金の納付の要否並びにその額、納付方法及び納付期限は、白杵市契約事務規則その他関係規程に基づき、契約書に定める。

- 2 発注者が契約保証金の納付を求める場合、その額は、委託金額（第1条第3項）の100分の10以上を原則とする。この場合において、委託金額が月額であるときは、委託金額に12を乗じて得た額を委託金額とみなす。
- 3 契約保証金の納付は、発注者が認める担保の提供をもって代えることができる。

（知的財産権の帰属、利用許諾及び第三者権利処理）

第4条 受注者は、本委託契約の履行により作成し、又は取得する成果物に関する知的財産権の取扱いについて、本条及び第27条の定めに従うものとする。

- 2 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 受注者既存資産 本委託契約の締結以前から受注者が保有し、又は適法に利用する権限を有していた著作物、ノウハウ、ソフトウェア、テンプレート、モジュール、ライブラリ、資料その他一切の資産（第三者に帰属するものを含む。）をいう。
 - (2) 新規成果権 本委託契約の履行に関連して新たに発生し、又は取得される知的財産権（著作権を除く。）をいう。
 - (3) 第三者資産 成果物に含まれ、又は成果物の利用に必要な第三者の著作物、ソフトウェア（OSSを含む。）、データ、画像、フォントその他の資産をいう。
- 3 成果物に受注者既存資産が含まれる場合、当該受注者既存資産に関する権利は受注者又は正当な権利者に留保される。発注者の当該受注者既存資産の利用条件は、第27条の定めによる。
- 4 委託業務の遂行により新規成果権が発生し、又は受注者（発注者の同意を得て一部を再委託する場合は再委託先等を含む。）が新規成果権を取得したときは、受注者は、その内容を成果物とともに発注者に通知するものとする。新規成果権は、委託金額以外の追加の対価を要することなく、成果物の引渡し（又は新規成果権が成果物の引渡し後に発生した場合は発生時）と同時に、受注者から発注者に譲渡され、発注者に帰属する。ただし、仕様書等において産業技術力強化法第17条の規定に基づき当該権利を受注者に帰属させる旨の別段の定めがある場合は、その定めに従う。
- 5 前項の規定にかかわらず、成果物に係る著作権の帰属及び利用は、第27条の定めに従う。
- 6 受注者は、第三者資産を成果物に含め、又は成果物の利用に必要として利用する場合には、受注者の費用及び責任において、発注者が本委託契約の目的のために成果物を利用し、改変し、第三者に利用又は改変させるために必要な範囲の許諾等を取得しなければならない。第三者資産の利用条件（以下「第三者条件」という。）があるときは、受注者は、当該第三者資産を成果物に含める前に、第三者条件を発注者に通知しなければならない。
- 7 発注者は、第三者条件を遵守することを条件として、成果物の利用に必要な範囲で、第三者資産を期間の制限なく、追加の対価を支払うことなく使用し、又は第三者に使用させることができる。
- 8 受注者は、成果物及びその利用が、第三者の権利（知的財産権に限られない。）を侵害しないことを保証する。ただし、当該侵害が、専ら発注者が提供した素材若しくはデータ、又は発注者の具体的な指示（受注者が書面で侵害のおそれを告知したにもかかわらず発注者が当該指示を維持した場合を含む。）に起因するときは、この限りでない。
- 9 成果物又はその利用に関して第三者との間で紛争が生じた場合、受注者は、自己の費用及び責任においてこれを解決し、発注者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、前項ただし書に該当する場合は、発注者及び受注者は協議の上、合理的な範囲で対応を定めるものとする。
- 10 本条の規定は、本委託契約終了後も有効に存続する。

（計画変更）

第5条 受注者は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合を除く。）は、あらかじめ計画変更の承認を発注者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

（数量の変更等）

第5条の2 本委託契約が単価契約である場合において、発注者は、必要に応じ仕様書等に定める予定数量を変更し、又は契約を中止することができる。この場合において、受注者は、予定数量が変更されたこと、又は契約が中止されたことを理由として、契約単価の変更又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、予定数量の著しい変更（概ね30パーセントを超える増減）等により、契約単価が不適当となったと認められるときは、発注者と受注者が協議して契約単価を変更することができる。

（全部再委託の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、発注者がやむを得ない事情を認め、書面により承諾した場合は、この限りでない。

（再委託）

第7条 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本委託契約の締結時に、履行体制図等その他の書面により再委託先、再委託の範囲及び役割分担を明示し、発注者が了承したとき。
- (2) 事前に、書面により発注者の承認を得たとき。

- (3) 仕様書等に指定がある場合であって、当該指定及び条件に適合する第三者に対する再委託であるとき。
- 2 受注者は、前項第2号の承認を受けようとする場合（再委託先又は再委託範囲の変更を含む。）には、再委託の内容、再委託先、再委託先における取扱情報の範囲、再委託先の管理方法その他発注者が求める事項を記載した書面により、あらかじめ発注者に申請しなければならない。
- 3 受注者は、再委託を行う場合には、再委託先（再委託先がさらに委託する場合の委託先を含み、以下「再委託先等」という。）との間で、本委託契約を適正に履行するために必要な事項を書面により約定し、再委託先等にこれを遵守させなければならない。受注者は、当該約定において、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 本委託契約における受注者の義務のうち、再委託先等の業務内容に応じて必要となる条項（例：情報セキュリティ、個人情報等の取扱い、機密保持、著作権・知的財産権、監督・調査協力、事故報告、契約終了時の返却・消去等）を再委託先等にも適用すること。
 - (2) 再委託先等が、個人情報等又は機密情報を取り扱い、若しくは情報資産にアクセスする場合の安全管理措置、目的外利用の禁止、第三者提供の禁止、事故時の報告及び発注者の監査等への協力。
 - (3) 再委託先等が、成果物の作成に関与する場合の、第三者権利侵害の回避、第三者資産の利用条件の遵守及び必要な権利処理、並びに著作者人格権の不行使その他必要な権利処理。
 - (4) 再委託先等による再々委託その他これに類する委託を原則として禁止し、やむを得ず行う場合は、受注者が事前に発注者の承認を得た上で、同等以上の義務を下流に課すこと。
- 4 受注者は、再委託先等の行為について、発注者に対して一切の責任を負うものとし、本委託契約終了後も、本条に基づく受注者の義務は有効に存続する。
- 5 受注者は、再委託先等との契約に当たっては、適正な委託金額での契約、支払期日の厳守、不当なやり直しの禁止等、下請代金支払遅延等防止法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の趣旨を尊重し、公正な取引を行わなければならない。
- 6 受注者は、第3項に基づき再委託先等との間で約定した事項について、発注者が求めるときは、当該約定の存在及び内容を確認できる資料を提示しなければならない。提示資料は、契約書全文に限られず、必要条項の抜粋、セルフチェック表、誓約書その他合理的な方法によるものとし、営業秘密等が含まれる場合は必要な範囲でマスキングすることができる。

（履行体制）

- 第8条 受注者は、本委託業務の進捗全体を管理する者（以下「業務管理者」という。）を定め、発注者に書面で通知しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が求めるときは、業務管理者及び本委託業務の遂行に関する従事者並びに再委託先等を含む履行体制を示す書面（履行体制図等）を提出しなければならない。
- 3 受注者は、業務管理者又は履行体制図等に変更が生じる場合には、速やかに発注者に届出をしなければならない。ただし、名称変更、住所移転その他発注者が軽微と認める変更についてはこの限りでない。
- 4 発注者は、前各項に定める通知又は提出の内容が本委託契約の適正な履行の確保のため不十分であると認めるときは、受注者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（再委託に係る承認申請等の特例）

- 第9条 第7条第2項の再委託に係る承認申請又は前条第3項の届出を要する事実が、第5条第1項の実施計画の変更に伴って生じる場合は、同項の計画変更承認申請にこれを含めることができる。この場合、その承認された範囲内において、再委託に関する承認を得た又は届出を行ったものとみなす。
- 2 第7条第1項第1号により発注者が了承した範囲内で再委託を行う場合は、第7条第2項の承認申請を要しない。

（債権譲渡の禁止）

- 第10条 受注者は、本委託契約によって生じる権利の全部又は一部を発注者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 受注者が本委託契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、受注者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、受注者が発注者に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、発注者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、受注者から債権を譲り受けた者（以下「債権譲受者」という。）が発注者に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 債権譲受者は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (2) 発注者は、受注者による債権譲渡後も、受注者との協議のみにより、履行場所等の変更、委託金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、債権譲受者は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら受注者と債権譲受者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書の規定に基づいて受注者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、地方自治法第232条の4第2項に規定する債務確定の確認を経て、支出の決定が為されたときに生ずるものとする。

（監督等）

- 第11条 受注者は、発注者が定める監督職員（調査職員と称する場合も含む。以下同じ。）の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、軽微な契約であること等を理由として、発注者が監督職員の指定通知を省略する場合は、本委託契約に係る発注者の担当職員（又は契約事務担当者）を監督職員とみなすものとする。
- 3 受注者は、発注者が定める監督職員から要求があるときは、委託業務の進捗状況等について報告しなければならない。
- 4 発注者は、本委託契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の

実施状況に関する報告又は資料の提出を求め、又は職員に受注者の事務所等において帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。受注者は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

- 5 発注者は、再委託先等に対しても前項と同様の調査等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者が調査等を行うことについて再委託先等が同意するよう必要な措置を講じなければならない。

(委託業務完了の通知)

第12条 受注者は、委託業務が完了したときは、直ちに発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者が委託業務の完了に伴い第2条第1項の納入物を提出する場合において、当該提出に併せて、納品書その他発注者が指定する書面により委託業務が完了した旨を表示したときは、前項の通知をしたものとみなす。

(委託業務完了の検査)

第13条 発注者は、前条の通知を受けた日から10日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)又は委託業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれが早い日までに、完了した委託業務が本委託契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。前条第2項の規定により通知があったものとみなされる場合においては、発注者が同項の書面を受領した日(当該書面が電磁的記録による場合は受領可能となった日)をもって、前段の「通知を受けた日」とする。

- 2 発注者が前項に定める期間内に、検査の結果等の通知を行わない場合は、当該期間の満了をもって、検査に合格し、委託業務の完了が確認されたものとみなす。ただし、受注者が発注者(監督職員を含む。)から求められた検査に必要な資料の提出を怠った場合その他受注者の責めに帰すべき事由により、発注者が検査を完了することができないときは、この限りでない。
- 3 発注者は、第1項又は前項の確認を行った後に、受注者が納入物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該納入物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、前項の引渡しの前においても、納入物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

(天災その他不可抗力による損害)

第14条 前条の引渡し前に、天災その他不可抗力により損害を生じたときは、受注者の負担とする。ただし、当該損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

(支払)

第15条 受注者は、納入物の引渡しを行った後に、原則として発注者指定の様式にて、支払の請求書を提出する。ただし、第2条第1項ただし書により納入物の提出を要しない場合は、第13条第1項又は第2項の確認後に、支払の請求書を提出する。この場合において、発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内の日(当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。)までの期間内に支払を行わなければならない。なお、第13条第1項又は第2項の確認の前に請求書が提出された場合は、当該確認がなされた日(同条第2項の規定により合格したものとみなされた日を含む。)に、適法な請求書を受領したものとみなす。

- 2 本委託契約が単価契約である場合、受注者は、各月の末日(又は発注者が指定する日)に業務の履行実績を報告し、第13条に準じる検査を経て、当該期間の履行実績数量に基づき算出した額を請求するものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、前金払又は概算払に関する発注者との協議が整ったときは、受注者は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として、仕様書等に定めがある場合に限り前金払又は概算払の請求書を提出することができる。この場合において、発注者は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、支払を行うことができる。
- 4 この契約が地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である場合は、各年度の予算の範囲内において履行実績に基づき支払うものとする。

(物価変動等による委託金額の変更)

第15条の2 賃金水準(最低賃金の改定等を含む。)又は物価水準の変動により委託金額(単価契約にあっては単価)が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、相手方に対して委託金額の変更の協議を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があったときは、発注者及び受注者は、賃金水準又は物価水準の変動の状況、関連法令及び国の通知等を踏まえ、誠実に協議を行わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約期間が12か月を超える契約(長期継続契約を含む。)において、契約締結後12か月を経過するごとに、賃金水準又は物価水準の変動を考慮し、協議の上、委託金額又は単価を変更することができる。
- 4 賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じた場合の委託金額(単価契約にあっては単価)の変更については、第15条の3の定めるところによる。

(賃金の変動に基づく委託金額等の変更)

第15条の3 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果委託金額(単価契約にあっては単価。以下本条において同じ。)が著しく不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、委託金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

- 2 前項の規定による申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。
- (1) 協議申し入れ時点において、本委託契約の履行期間が2か月以上残存していること。
- (2) 当該変更額が、変動前委託金額の額(委託金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。)と変動後委託金額の額(変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前委託金額の額に相応する額をいう。)との差額のうち、変動前委託金額の額の100分の1を超える額であること。
- 3 第1項の協議の申し入れ(前項の要件を満たすもの)を行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。
- 4 前項の協議が整ったときは、発注者は協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場

合において、受注者が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかつたときは、受注者は当該通知に記載された変更内容に同意したものとみなす。なお、この通知は、FAXやメール等の到達日を確認できる方法により行うものとする。

- 5 前項の規定により受注者が同意したものとみなされた場合、発注者及び受注者は、第30条第1項に基づき、当該変更内容を反映した契約書又は覚書(電磁的記録によるものを含む。)を遅滞なく作成し、取り交わすものとする。なお、委託金額(単価を含む。)の変更は、当該契約書又は覚書の締結時に確定とする。
- 6 受注者は、第4項の規定により委託金額が増額された場合においては、再委託先等との委託金額の見直しなど、当該増額分を適正に反映させるよう努めなければならない。

(遅延利息)

第16条 発注者は、支払の約定期間内に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を受注者に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満である場合は、支払いを要しない。

(差額の支払)

第17条 受注者が第15条第3項の規定により前金払又は概算払を受領している場合であって、当該前金払等の合計額が委託金額に満たないときには、第15条第1項を準用する。

(相殺)

第17条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(違約金)

第18条 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の提出(発注者が受領可能となる状態に置くことを含む。)を終えないときは、発注者は、違約金として延引日数1日につき委託金額(単価契約にあっては、遅延に係る部分の金額)の1000分の1に相当する額を徴収することができる。ただし、第2条第1項ただし書により納入物の提出を要しない場合にあつては、完了期限までに委託業務を完了しないときとする。

(契約の解除等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず直ちに本委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 完了期限までに委託業務を完了しないとき、又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (3) 本委託契約の履行に関し、受注者若しくは再委託先等に不正の行為があつたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、受注者が本委託契約の規定に違反したとき。
- (5) 第23条に定める暴力団関与の属性要件に基づく解除事由に該当したとき。
- (6) 第1条の2に定める人権尊重義務に関し、重大な違反があり、是正勧告に従わないとき。
- 2 発注者は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である場合において、翌年度以降の歳入歳出予算において当該契約に係る金額について減額又は削除があつたときは、本委託契約を解除することができる。この場合において、発注者は、解除により受注者に生じた損害を賠償する責めを負わない。
- 3 発注者は、前2項の規定により本委託契約を解除した場合において、委託金額の全部又は一部を受注者に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。この場合において、発注者は、既に行われた履行部分が可分であり、かつ発注者にとって利益となる時は、当該部分に相応する対価を支払うものとする。

(延滞金)

第20条 受注者は、前条第3項の規定により発注者に委託金額の全部又は一部を返還する場合であつて、発注者の定めた期限までに返還しなかつたときは、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条の規定に基づく民事法定利率(以下、民事法定利率という。)の割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(契約不適合責任等)

第21条 発注者は、委託業務が完了した後であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し、相当の期間を定めて催告し、その履行の追完を請求することができる。

- (1) 成果物が本委託契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」という。)
- (2) 委託業務が成果物の作成を目的としない性質のものである場合において、受注者の履行の態様が本委託契約の内容に適合しないとき(以下、この場合を含めて「契約不適合」という。)
- 2 前項の請求は、発注者が契約不適合を知った時から1年以内に受注者に通知して行う。ただし、受注者が契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りでない。
- 3 受注者が第1項の期間内に履行の追完をしないとき、追完が不能であるとき、追完を拒絶する意思を明確に表示したときその他本委託契約の目的を達することができないと認められるときは、発注者は、受注者の負担により第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。
- 4 本条にいう「履行の追完」には、成果物の修補、修正、再作成、再提出、委託業務の再実施その他委託業務の性質に応じ必要な措置を含む。

(損害賠償)

第22条 発注者は、契約不適合の履行の追完、違約金の徴収、本委託契約の解除をしても、なお損害がある場合には、受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(談合、暴力団等の排除及び契約解除)

- 第23条 受注者が、本委託契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、何らの催告を要せず、本委託契約を解除することができる。
- (1) 独占禁止法に違反する行為を行ったことにより、排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき。
 - (2) 刑法第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 受注者(法人等の役員等を含む。)が、暴力団又は暴力団員であるとき、又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合、受注者は、委託金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、本委託契約に関して、自ら又は再委託先等が、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに発注者に報告するとともに警察への通報を行わなければならない。
- 4 受注者は、本委託契約に関する再委託先等が第1項第3号に準じる者と判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は解除させる等必要な措置を講じなければならない。
- 5 発注者は、受注者が正当な理由なく前項の措置を講じないときは、本委託契約を解除することができる。

(受注者による公表の禁止)

- 第24条 受注者は、本委託契約又は委託業務に関し知り得た情報(機密情報(第1条の3第1項第1号)、個人情報等(第26条第2項)及び情報資産を含む。)並びに委託業務の内容、履行状況及び成果物について、発注者の事前承諾なく、新聞、雑誌、放送、インターネット、SNS、広告物、営業資料その他いかなる方法によっても、第三者に公表し、又は開示してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、機密情報、個人情報等又は情報セキュリティ上の秘匿が求められる情報が含まれないときは、受注者は、委託業務の実績として、発注者の名称、本委託契約の件名、契約期間、委託金額の概略及び業務の種類(例:調査、研修、保守等)の範囲内で、第三者に提示又は開示することができる。
- (1) 入札参加、提案、契約審査、金融機関・監査法人等による審査その他正当な目的のために実績提示が必要な場合
 - (2) 法令又は監督官庁等の要請に基づき開示が必要な場合
 - (3) 発注者が既に公表している情報と同一の範囲での提示又は開示である場合
- 3 受注者は、前項に基づき提示又は開示を行う場合には、発注者が求めるときは、提示又は開示の相手方、目的、内容及び方法を、事前に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、第2項第1号又は第2号に基づき第三者に提示又は開示を行う場合には、当該第三者に対し、当該情報の目的外利用の禁止及び秘密保持の要請その他合理的な範囲で必要な措置を講じなければならない。
- 5 本条の規定は、本委託契約終了後も有効に存続する。

(情報セキュリティの確保)

- 第25条 受注者は、本委託契約に係る情報資産(発注者から提供又は閲覧を許可された情報、受注者が委託業務の遂行により作成・取得した情報及びこれらを取り扱う機器・媒体等を含む。)を取り扱う場合には、関係法令を遵守し、当該情報資産の性質及び取扱い態様並びに委託業務の内容に照らし、合理的かつ適切な技術的及び組織的安全管理措置を講じなければならない。
- 2 発注者は、受注者に適用すべき情報セキュリティ上の要求事項(以下「市セキュリティ要求事項」という。)を、仕様書等又は書面により受注者に通知することができる。受注者は、市セキュリティ要求事項が通知された場合、これを遵守しなければならない。
- 3 市セキュリティ要求事項は、白杵市情報セキュリティポリシーその他発注者内部の規程等の内容を踏まえて定めることができる。この場合において、当該規程等が受注者に対して非公開であるときは、発注者は、受注者が遵守すべき事項を市セキュリティ要求事項として具体的に通知するものとし、受注者は、通知された範囲でこれを遵守すれば足りる。
- 4 受注者は、脆弱性対策、アクセス制御、マルウェア対策、ログの取得・保全、媒体及び端末の管理その他必要な対策を講じるとともに、従事者に対し、取扱う情報資産の重要性に応じた情報セキュリティ教育を実施しなければならない。
- 5 受注者は、本委託業務において生成A I(第1条の3第1項第2号)を利用する場合には、事前に発注者に申し出なければならない。受注者は、発注者が承諾した場合を除き、生成A Iに、個人情報等(第26条第2項)又は機密情報(第1条の3第1項第1号)その他発注者が秘密として取り扱うことを求める情報を入力してはならない。
- 6 受注者は、生成A Iの利用に当たり、入力情報又は生成物が当該生成A Iの学習その他第三者の利用に供されない利用条件又は設定のものを用いることを原則とし、これによらない場合は、事前に発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者がその必要がないと認める場合、又は仕様書等に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 7 受注者は、生成A Iの生成物を納入物に用いる場合には、委託業務の性質に応じ合理的な範囲で、当該生成物の正確性、出典の適切性及び第三者の権利侵害の有無を確認し、必要な修正その他の措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 9 受注者は、発注者が必要に応じて実施する監査、確認又は報告徴求(以下「監査等」という。)を受け入れなければならない。監査等の方法及び範囲は、委託業務の内容及び取扱う情報資産の重要性に応じ合理的な範囲とし、発注者と受注者は必要に応じ協議する。受注者は、再委託先等においても本条に準じた対策が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 10 受注者は、情報資産の搬送又は受渡しを行う場合は、盗難、紛失又は不正な複製等を防止するため、合理的かつ適切な対策を講じなければならない。
- 11 受注者は、発注者の承諾なく、情報資産を本委託契約の目的外に利用し、第三者に提供し、又は不必要に複製してはならない。
- 12 情報システム又はクラウドサービスの調達又は利用を含む場合、受注者は、原則としてISMAP登録サービスの利用を優先し、これによらないときは同等の安全性を確保するものとし、その内容は発注者と協議する。

(個人情報等の取扱いおよび機密保持)

- 第26条 受注者は、本委託契約の履行に関連して個人情報等を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び発注者の指示を遵守し、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱わなければならない。
- 2 本約款において『個人情報等』とは、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に定める個人情報その他これに準ずる情報及び発注者が個人情報に準じて管理すべきものとして指定した情報をいう。また、『取扱い』とは、取得、利用、保管、複製、提供、消去その他一切の取扱い行為をいう。
 - 3 受注者は、個人情報等を、本委託契約の目的及び委託業務の履行に必要な範囲に限り取り扱うものとし、目的外に利用し、又は不必要に複製、改変、持出し若しくは第三者提供をしてはならない。
 - 4 受注者は、発注者の書面による指示又は承諾がある場合を除き、特定個人情報(番号法に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を取り扱ってはならない。
 - 5 受注者は、個人情報等の性質及び取扱い態様に応じ、必要かつ適切な技術的及び組織的安全管理措置(アクセス制御、暗号化その他これらに類する措置を含む。)を講じなければならない。
 - 6 受注者は、個人情報等を取り扱う従事者に対し、本条及び関係法令の趣旨に沿った教育を実施するとともに、当該従事者に対し、業務上知り得た個人情報等を不正に提供した場合には法令により処罰される場合があることを周知し、秘密保持に係る誓約を行わせる等、必要な措置を講じなければならない。
 - 7 受注者は、個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託先等に行わせようとする場合には、事前に発注者の承認を得なければならない。この場合、受注者は、再委託先等との間で、本条と同等以上の義務(安全管理、目的外利用及び第三者提供の禁止、事故報告、監査等への協力、契約終了時の返却・消去、再委託の制限を含む。)を書面により約定し、遵守させなければならない。なお、第1条の4等により再委託手続が簡素化される場合であっても、個人情報等を取り扱う再委託先等との前記書面約定は省略できない。
 - 8 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正アクセスその他の事故(以下「個人情報事故」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを認知した場合には、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、被害拡大防止、原因究明、再発防止その他必要な措置を講じなければならない。受注者は、発注者が本人通知、監督官庁等への報告又は公表等を行う場合には、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。
 - 9 発注者は、個人情報等の取扱い状況について、受注者に報告を求め、又は受注者若しくは再委託先等の事業所等に立ち入ることにより調査することができる。受注者は正当な理由なくこれを拒むことはできない。
 - 10 受注者は、委託業務の完了又は本委託契約の終了若しくは解除により個人情報等(その複製を含む。)が不要となったときは、発注者の指示に従い、速やかに返却し、又は復元若しくは判読ができない方法で消去若しくは廃棄し、その完了を発注者に報告しなければならない。
 - 11 発注者及び受注者は、相手方の機密情報(第1条の3第1項第1号)を、本委託契約の履行のために必要な範囲を超えて使用し、又は相手方の事前承諾なく第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、機密情報の例外事由その他取扱いは、第1条の3の定めに従う。なお、受注者が本委託契約の履行のために必要な範囲で従事者又は承認を得た再委託先等に機密情報を開示する場合には、受注者は、当該従事者又は再委託先等に本条と同等の義務を負わせ、遵守させなければならない。
 - 12 本条の規定は、本委託契約終了後も有効に存続する。

(著作権等の帰属)

- 第27条 成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者に帰属する。
- 2 前項の規定にかかわらず、成果物に受注者既存資産(第4条第2項第1号)又は第三者資産(同項第3号)が含まれる場合、当該受注者既存資産又は第三者資産に係る著作権その他の権利は、受注者又は正当な権利者に留保される。この場合においても、発注者は、本委託契約の目的(運用、保守、改修、引継ぎ及び公表を含む。)の範囲内で、期間の制限なく、追加の対価を支払うことなく、成果物並びに当該受注者既存資産及び第三者資産を使用し、複製し、翻案し、改変し、又は第三者に使用、複製、翻案、改変若しくは再利用させることができる。ただし、第三者条件がある場合は、第4条第6項の定めに従う。
 - 3 成果物のうち、著作権が発生しない部分(事実、アイデア、手法、一般的ノウハウ、アルゴリズムその他これに類するものを含む。)についても、受注者は、発注者が本委託契約の目的のために成果物を利用し、改変し、第三者に利用又は改変させるために必要な範囲で、異議なく利用できるようにし、当該利用を妨げる権利主張を行わない。
 - 4 受注者は、成果物に関して著作者人格権を行使しない(著作者が第三者の場合は行使させないよう合理的な範囲で必要な措置を講じる)ことに同意する。
 - 5 受注者は、成果物の引渡しまでに、成果物に含まれる受注者既存資産及び第三者資産の有無並びに第三者条件の有無を、書面により発注者に通知しなければならない。通知がない場合、受注者は、成果物に受注者既存資産及び第三者資産が含まれないものとして取り扱われることを妨げない。
 - 6 本条の規定は、本委託契約終了後も有効に存続する。

(発注者による契約の公表)

- 第28条 受注者は、本委託契約の名称、概要、委託金額、受注者の氏名又は名称等が公表されることに同意する。
- 2 受注者は、発注者が必要と認める場合、再委託先の名称その他発注者が求める事項が公表され得ることについて、再委託先の同意を得るよう必要な措置を講じる。

(電磁的記録による作成等)

- 第29条 受注者は、本委託契約により作成することとされている申請書等については、電磁的記録(電子ファイル等)の提出をもって代えることができる。

(契約書の解釈及び管轄)

- 第30条 本委託契約に関する一切の事項については、発注者及び受注者が協議の上、契約書又は覚書(電磁的記録によるものを含む。)により変更することができる。
- 2 本委託契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上決定する。
 - 3 本委託契約に関する訴えの第一審は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。